

集す但し役員總員が必要と認めたる時及支部員總數の三分の二以上の要求ありたる時は臨時大會を召集すべきものとす

大會は正副支部長、工場會計、支部會計監督、支部書記、相談役、理事、評議員並に大會代議員を以て構成す

第六條 支部役員總會は大會に次で重要決議機關にして支部の全役員を以て構成す

第七條 理事長は支部の執行機關にして正副支部長、工場會計、同監督、支部書記、同相談役並に理事を以て構成し大會役員總會に對して責任を負ふものとす

第八條 支部相談役會は支部諮問機關にして支部相談役を以て構成す

第九條 本支部の各種機關の召集並に其議長は支部長之に當る

第十條 本支部各種會議は構成員數過半數の賛成を以て決定す但

し可否同數なる時は議長之を決す

第十一條 本支部は必要に應じて専門部を置く事を得但し専門部門の設置は本部執行委員會の承認を要す

第四章 役員

第十二條 本支部に左の役員を置く

支部長（一名）副支部長（二名）工場會計（一名）

支部會計監督、支部書記、相談役、理事、評議員（若干名）

第十三條 支部長は支部を統轄し支部一切の責に任ず

副支部長は支部長を補佐し支部長事故ある時は之に代行す

工場會計は組合費徵收の任に當り支部の會計事務を司る

支部會計監督は組合費徵收の狀態並に支部會計事務を監督す

支部書記は本部と支部との事務聯絡並に支部の事務處理に任ず

理事は支部長を補け支部員一般の意思を代表して支部執行機關